

神戸心不全ネットワーク

(KHFN: Kobe Heart Failure Network)

会則

第1条（名称） 本団体は、神戸心不全ネットワーク(KHFN)と称する。

第2条（所在地） この団体を次の所在地に置く。

兵庫県神戸市中央区楠町7-5-2

神戸大学医学部附属病院 循環器内科

第3条（目的）

本団体は、神戸市および周辺地域の心不全に関する医療に関連する医療機関、医療従事者が参加し、循環器領域の医療連携を強化する事業を行うことにより、地域の心不全に関する医療の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本団体は前条の目的を達する為に次の事業を行う。

- 1 神戸心不全ネットワーク(KHFN)講演会の開催
- 2 心不全記録表の作成と運営
- 3 ホームページの作成と管理
- 4 心不全医療連携に関する情報の共有と運用
- 5 心不全に関連する学術情報の提供、会員相互の交流の促進
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第5条（会員）

1 本団体の会員は、本会の目的に賛同し、その達成に協力する医師、医療従事者、その他で構成される。

2 本団体のすべての会員は、本事業に参加する権利、本事業で作成および配付する資料を受け取る権利を等しく有する。

3 会員の情報は、許可なく本団体の運営に必要な事業以外に使用しない。

第6条（役員）

- 1 本会を運営するため、下記の役員を置く。
 - 2 代表者 1名、副代表 3名、監事 1名、その他役員 若干名、顧問
 - 3 役員の職務
- 1) 代表者は本団体を代表し会務を司る。
 - 2) 副代表は代表者を補佐する。
 - 3) 役員は本会の運営に必要な事項を審議し決定する。
 - 4) 監事は本会の財産状況、本会の活動を監査する。
 - 5) 顧問は、本会の運営に必要な助言を与える。
- 4 代表者は役員会を組織し、この会則に定める事項の他、本団体の運営に関する事項を審議し決定する。役員会は本会の議決機関である。

第7条（運営）

- 1 本団体は役員会の合議により運営される。
- 2 神戸心不全ネットワーク(KHFN)講演会は、原則として年間1～2回開催する。
- 3 役員会は、年度最初の神戸心不全ネットワーク(KHFN)講演会の開催前、および必要時に開催する。

第8条（会計）

- 1 本団体の事業年度は毎年1月1日より、同年12月31日までとする。
- 2 本団体の運営のため、細則に定める会費を徴収する。
- 3 会費の変更は、役員会で決定する。
- 4 会計事務は事務局が担当し、監事の監査を受け、役員会に報告する。

第9条（改正）

この会則は役員の過半数の同意を持って改正することが出来る。

第10条（設立年月日）

本団体の設立年月日は平成30年7月1日とする。

第11条（会則施行日）

この会則は平成30年7月1日から施行する

神戸心不全ネットワーク(KHFN) 細則

1 会計

本会の経費は、研究会参加費(500円)とする。WEB開催の講演会については徴収しない。尚、寄付金については随時受け入れる。

2 本会の役員は以下の通りとする（順不同）

代表者：大竹寛雅（神戸大学）

副代表：古川裕（神戸市立医療センター中央市民病院）、村井亮介（神戸市立医療センター中央市民病院）、小林成美（神戸大学）

監事：田中秀和（神戸大学）

役員（順不同）：阿部諭吉（阿部内科循環器科）、井上信孝（神戸海星病院）、岩橋正典（神鋼記念病院）、永澤浩志（神戸市立西神戸医療センター）、大久保英明（甲南医療センター）、清水宏紀（甲南医療センター）、竹内素志（竹内内科）、竹内陽史郎（竹内医院）、土井智文（神戸赤十字病院）、水谷和郎（六甲アイランド甲南病院）、松本健（三菱神戸病院）、三輪陽一（神戸医療センター）、羽溪眞（はたに内科）、小林憲恭（神戸海星病院）、大石醒悟（真星病院）、吉野直樹（三菱神戸病院）、伊東桂一（吉武内科）、近都正幸（神戸大学）、平沼永敏（神戸市立医療センター西市民病院）

顧問：平田健一（加古川中央市民病院）、置塩隆（置塩医院）

3 この細則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この会則は平成30年9月1日より改正施行する。

この会則は令和3年8月5日より改正施行する。

この会則は令和5年7月6日より改正施行する。

この会則は令和7年2月13日より改正施行する。

この会則は令和8年2月5日より改正施行する。